

令和5年10月1日から

消費税



インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

～ A社さんのケース ～



A社さん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですー

インボイス制度ですか・・・？



インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）を**保存する必要があります**
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者**（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける**必要があり、登録を受けると、**課税事業者として消費税の申告が必要**となります

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



A社さんの 疑問

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

疑問 2 当社が登録しないと
どうなるんだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問 3 申告って、どう計算するの？
課税事業者は、**売上げの10%を納税**しなきゃいけないの？

疑問 4 登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問 5 インボイスって
どう作ればいいの？



疑問 1 仕入税額控除ってなに？



▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\begin{array}{c} \text{売上げの消費税額} \\ \text{(売上税額)} \end{array} \overset{\text{マイナス}}{-} \begin{array}{c} \text{仕入れや経費の消費税額} \\ \text{(仕入税額)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{納付する税額} \\ \text{(納付税額)} \end{array}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
**インボイスの保存
が必要**

**インボイスがなければ
仕入税額控除できない※**

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



疑問 2

当社が登録しないと
どうなるんだろう…



登録をしないと、
売上先 (B社) にインボイスを交付できない
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができない
ということは…

$$\begin{array}{c} \text{③} \\ 1,300\text{円} \\ \text{売上税額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{②} \\ 1,000\text{円の} \\ \text{控除不可} \\ 0\text{円} \\ \text{仕入税額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{①} \\ 1,300\text{円} \\ \text{納付税額} \end{array}$$

売上先 (B社)

ポイント: インボイスがあれば 300円

当社 (売手) がインボイスを交付した
場合と比べ、**売上先 (買手) の納
付税額が大きく**計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)
制度開始後 6 年間は、仕入税額の一定割合を控除でき
ます (請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和 5 年 10 月～令和 8 年 9 月】 80%

【令和 8 年 10 月～令和 11 年 9 月】 50%

疑問 3

申告って、どう計算するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？



課税事業者になったとしても、インボイスを
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\begin{array}{c} \text{②} \\ 1,000\text{円} \\ \text{売上税額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{①} \\ 700\text{円} \\ \text{仕入税額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{③} \\ 300\text{円} \\ \text{納付税額} \end{array}$$

売上先 (A社)

ポイント: 控除可能

納付税額は、売上げの10%ではなく、
仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、**簡易課税制度**を
適用することができます

📖 3 ページへ

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額 ^{マイナス} 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × みなし仕入率

2 ページの例だと…

ステップ1

1,000円 × 70% = 700円
売上税額 みなし仕入率 仕入税額

ステップ2

1,000円 - 700円 = 300円
売上税額 仕入税額 納付税額

ぬいぐるみ
製造業
A社

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

（注）簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です
その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

疑問 4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- ❑ 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- ❑ 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- ❑ 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- ❑ 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- ❑ 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- ❑ 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいの？



ポイント

「インボイス」という名称の書類
を新たに作成する必要はなく、
現在の請求書や領収書等に不足す
る項目を追加するイメージです

～ 請求書の対応例 ～

- ※ **下線部**は、特に注意する項目です
- ※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書		
① 交付先の相手方 (売上先) の 氏名又は名称		(株)〇〇 御中
		▲▲▲▲(株) 登録番号T1234...
② 取引年月日	日付	品名
	11/1	魚 ※
	11/1	豚肉 ※
	11/15	割りばし
	11/29	タオルセット
		金額
		5,000円
		10,000円
		1,000円
		2,000円
③ 税率ごとに区分 して合計した対価 の額及び 適用税率		※ 軽減税率対象
8%対象 15,000円		消費税1,200円
10%対象 3,000円		消費税 300円
		④ 売手 (当社) の氏名 又は名称及び 登録番号
		⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目 である旨)
		⑥ 税率ごとに区分 した消費税額

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記（①から⑥）の記載事項を満たしたものであればインボイスになります**（請求書に限られません）
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**
どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- ▶ **売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します**

登録 手続

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、**令和5年3月31日までに登録
申請手続を行う必要があります**

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

申請手続



もっと 詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、
申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

説明会



特設サイト



（令和4年2月）